

小松市企業版ふるさと納税ガイドライン

小松市では、地方創生に関連する事業への活用のため、企業からの企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）による寄附を積極的に募集しています。企業版ふるさと納税の国の基準や受入にあたっての基準など注意点をまとめましたので、ご確認いただき、制度をご活用ください。

1. 企業版ふるさと納税とは

地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する企業の寄附について、法人関係税を税額控除する制度です（損金算入と合わせて、寄附額の最大約9割の軽減効果）。個人版ふるさと納税とは異なり、返礼品は発生しません。

2. 寄附全般における留意事項（小松市寄附採納事務取扱基準より）

- (1) 公序良俗に反しないこと（課税逃れや資金洗浄ではないなど）
- (2) 行政の中立性、公平性等が確保できること
- (3) 政治的活動及び宗教的活動又はこれに類する活動を目的とした団体及び個人からの寄附でないこと
- (4) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者又はその他これらに準ずる者からの寄附でないこと
- (5) 寄附物件のうち、展示、植栽その他の設置するための条件整備が必要なものについては、その場所等が確保できること
- (6) 将来の係争の原因となる恐れがないこと
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令の制限その他の制約がないこと

3. 企業版ふるさと納税における留意事項（国が示す基準）

- (1) 企業版ふるさと納税をする企業が、本社（本店）が小松市外にあること
- (2) 用途は「小松市の地方創生総合戦略」の推進に資する事業に限定されていること
- (3) 個人版ふるさと納税とは異なり、経済的な利益を供与することは禁止されていること（経済的な利益供与の例示は別紙参照）

4. 企業版ふるさと納税受納の基準

上記2及び3の留意事項を満たすことについて寄附申出書により確認するほか、特に用途として新規事業の提案を受けた場合は、以下の基準により市において受納の可否を審査します。

- ①事業の展開において民間と競合せず、地域の発展及び公共利益の増進に資する事業であり、市が行うことが適当であること。
- ②多額のランニングコストがかかるなど、中長期的に市の財政に影響を与えるものではないこと。
- ③総合戦略のみならず、本市の中長期的なまちづくり構想の趣旨に合致する事業であること。

【別紙】

1. 「経済的な利益供与」の例

- a. 寄附を行うことの代償として、補助金を交付すること。
- b. 寄附を行うことの代償として、他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 寄附を行うことの代償として、入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 寄附を行うことの代償として、合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。

ex.

- ・商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること
- ・寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること

2. 「経済的な利益の供与」に該当せず、企業版ふるさと納税で可能な事項

- a. 寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。
- b. 地方公共団体のホームページ、広報誌、SNS等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するのにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。
- c. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。
- d. 社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。